

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第2回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和3年7月28日(水) 午後2時00分～4時15分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第10号 インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p> <p>(2) 諮問第18号 私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>報 告</p> <p>(1) プラスチック製容器包装、製品プラスチックの完全分別収集導入にかかる基礎調査等請負</p> <p>(2) 災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業</p> <p>(3) 巣鴨地蔵通り電線共同溝復旧工事委託に関する令和3年度協定</p> <p>(4) 「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負</p> <p>(5) 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和2年度について</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉隆義(会長)、松戸浩、村山健太郎、河原弘明、小林ひろみ、辻薫、松下創一郎、岡将太、紙子陽子、國松省三、田中治、戸内洋二 計12名
	説明者	子ども若者課長、収納推進担当課長、ごみ減量推進課長、健康推進課長、道路整備課長、学校施設課長

会 議 録

関係人	情報管理課長、人事課長、契約課長、総合窓口課長、 国民健康保険課長、生活産業課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、 生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、教育施策推進担当課長、 放課後対策課長
事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長（行政情報）

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、升元委員におかれましては所用のため、ご欠席の連絡をいただいております。また、傍聴の方は現在のところございません。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。

送付いたしました資料は、諮問資料1、2と報告資料1から5の資料でございます。諮問資料2の別紙について、事前にお送りした資料から漏れておりましたため、机上配付させていただいております。誠に申し訳ございません。また、諮問資料1に係る追加資料がございますので、同様に机上配付とさせていただきます。

お手元の資料をご確認いただきまして、不足している資料がございましたら、お声がけをお願いいたします。

次に、諮問資料1、諮問第10号は、前回、令和3年度第1回審議会でご審議いただきましたが、継続しての審議となった案件でございます。なお、諮問資料1の下段に「6取り扱う個人情報」欄に「別表のとおり」と記載されている別表については、前回、既にお渡ししている資料であるため、添付は省略とさせていただきます。資料がお手元になく、内容を確認されたい場合は事務局に用意がございますので、お声がけをお願いいたします。

それでは、開会につきまして、草葉会長よろしくをお願いいたします。

会 長：ただいまより令和3年度第2回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日は諮問事項2件、報告事項5件を予定しております。4時以降、ご予約のある委員が複数いらっしゃいますので、4時前の終了を目指したいと考えております。皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

なお、本日は緊急事態宣言中でございますが、換気等、感染予防に配慮した上で開催させていただくことを会長として判断させていただきました。

それでは、早々審議に入りたいと思います。

議題に入ります。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第10号、インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合。

諮問第18号、私債権等管理支援事業の委託に係る措置。

以上2件でございます。それでは、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。

審 議 経 過

No.2

諮問第10号につきましては前回からの継続案件でございます。前回の委員の皆様のご意見を総括しますと、諮問事項である個人情報の取扱いについては、特段問題点は見られませんが、事業内容について、もう少し詳細を確認した上で判断したいというものであります。個人情報についての疑義は見られなかったことから、前回の審議会において採決することも可能でありましたが、委員の皆様からの質問への対応を含め、所管課である、子ども若者課から事業内容の説明を再度いただいた上で、皆様のご意見をいただきたいと考え、私の判断で継続審議とさせていただいたものであります。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料1、諮問第10号について、子ども家庭部子ども若者課長よりご説明申し上げます。なお、会長からもご説明いただきましたとおり、諮問第10号は前回からの継続案件でございます。本日は委員の皆様からご意見、ご質問をいただいた点について、子ども若者課長から、特にご説明いたしたいと存じます。

子ども若者課長：本日はお時間をいただき、ありがとうございます。5月の第1回では、事業についてご説明に至らない点がございまして、誠に申し訳ございませんでした。

本日は説明資料といたしまして、事前に7月14日に閉会いたしました、令和3年第2回豊島区区議会定例会の子ども文教委員会で、「としま子ども若者応援基金条例」の設置についてご審議いただいた際の資料をお送りいたしました。

また本日、前回の本審議会でご審議いただいた中での主な質問と回答、及び回答に関する補足を記載した資料と、ホチキス留で、昨年度『『コロナに負けるな！としま』医療・福祉支援寄附金』で実施した事業のご案内のチラシを用意いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事業説明をさせていただきます。

初めに、事前にお送りいたしました、子ども文教委員会資料についてご説明いたします。「としま子ども若者応援基金条例」についてでございます。

項番1、制定理由でございます。困難を抱えた子ども、若者及び子育て家庭を支援するための経費に充てるため、「としま子ども若者応援基金」を設置するとしております。項番2の制定内容でございますが、広く頂いた寄附金を基金に積み立てるという内容の条例になっております。

施行は公布の日からとなっております。

参考として記載している部分でございますが、大きく（1）寄附金募集方法、（2）寄附金を活用した支援事業、今回の事業内容については、この部分が大きな課題となり、ご説明させていただきたいと思っております。

まず（1）の寄附金募集方法についてでございますが、広報「としま」や区ホームページなど、様々な媒体で広く周知をして寄附金を募ってまいりたいと考えております。また、個別訪問などにより区内企業への積極的な周知をすることを考えております。現在豊島区で協定を結んでいるFFパートナーシップ協定という「わたしらしく、暮らせるまち」をコンセプトに協定を結んでいる企業がございまして、その企業との連携も考えておりまして、これらの企業に連携をお願いに具体的に回っているところでございます。

審 議 経 過

No.3

また、ふるさと納税サイトの活用を検討中であるということで、議会のほうに、子ども文教委員会では説明をさせていただいております。寄附金の募集についてですが、具体的には区民の方や企業からは口座振込や区の納付書での振込が多いと想定しております。このふるさと納税サイトについては納付していただくときのツールとの一つとして考えております。

また、区や区内企業が実施するイベントなどで連携して実施し、機運醸成を図っていききたいと考えております。

次に(2)でございますが、寄附金を活用した支援事業についてでございます。こちらは、まだ確定はしておりませんが、想定として、事業選定方法について、町会連合会、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員会連合会などの地域の団体の代表者による会議体で事業を選定することを想定しております。こちらについては「『コロナに負けるな!としま』医療・福祉支援寄附金」も、このような会議体で決定しておりますので、そのようなスキームを活用したいと考えております。

②といたしまして、活用事業についてでございます。現在、事業の参考とするため、区内企業や支援に取り組むNPO、青少年の知見を有する学識経験者などの意見、また庁内でのPT、プロジェクトチームを組みまして、支援事業について検討しているところでございます。

このような皆様からのご意見の中で、イメージでございますが、今現在の支援が届いていない人への支援が必要なのではないかと。やっぱりフードパントリーという食料支援が必要なのではないかと。また、基金を設置して集まった寄附金を繰り越せることとなりますので、児相設置後の一時保護所児童への支援なども必要ではないかというようなイメージ例が挙げられているところでございます。

この基金、支援事業で実施する事業についてですが、子ども、若者への支援ということになっておりまして、この課題については、困難を抱えた家庭や子供への支援が必要であることというのは、どの自治体でも共通する課題であると認識しております。今回、本区の特徴として取り組みたいことといたしましては、支援事業を実施するに当たっては地域や企業と一緒に進めていきたいというところでございます。

本日お配りいたしました、昨年度実施いたしました、ひとり親家庭に対する食料支援事業についてでございますが、こちら「ライス! ナイス! プロジェクト」ということでお米を配布する事業を行いました。ここで、チラシを取り出していただけますでしょうか。

このチラシの中で、①おいしいお米を配布します。また、二つ目のお食事券配布しますよという事業になっているのですが、寄附金で実施した事業はお米を配布するという部分でございます。この食事券配布については、地域の方々へもご協力をいただいて実施したという取組になっております。

このような豊島区の特徴を生かしながら支援事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、本日お配りしました第1回、諮問第10号の主な質疑についてご説明さ

審 議 経 過

No.4

させていただきます。主な質疑についてというところで四つに分けさせていただいております。

まず1点目が「返礼品は考えているのか」というご質問をいただきました。現在のところは決定しておりません。また、実施することになった場合は、経済的な価値の伴わないものを想定しているということを前にもご説明させていただきました。

また2番目ですが、「ふるさと納税サイトの手数料はどうか」ということについてもご質問をいただきました。このことについてですが、令和3年度「としま子ども若者応援基金」の目標金額を2,000万円としております。そのうち1,000万円をふるさと納税サイトからの寄附金として見込み、令和3年度予算として、手数料17%、170万円を予算計上しております。ご参考までですが、トキワ荘の整備寄附金につきましては、現在のところ約4億4,000万円のご寄附のうち1,200万円がサイトを通じての寄附金となっております。また「『コロナに負けるな!としま』医療・福祉寄附金」につきましては、現在約2,000万円の寄附金が集まっておりますが、そのうち約200万円がサイトを通じての寄附金となっております。ご参考までに記載させていただきます。

3番目に「集まった寄附金をどのように使っていくのか、明確に教えてほしい」というご意見いただいております。集まった寄附金の使い方については、先ほど、議会の子ども文教委員会の資料でご説明させていただきましたとおりでございます。現在検討を進めているところでございます。先ほどご説明いたしました「『コロナに負けるな!としま』医療寄附金」では2,000万円が集まったところ、約400万円を活用して、ひとり親家庭への食料支援、お米配布を実施いたしましたところでございます。

今年度の事業はまだ決定しておりませんが、第3回定例会の補正予算として計上いたしました上で実施することとなる予定でございます。

4番目の「ふるさと納税について、どのように考えているのか」というご質問についてですが、区といたしまして、ふるさと納税、今回サイトを使うことに対し、豊島区が「子どもと女性にやさしいまちづくり」に取り組んでいることを広くアピールすることで、豊島区外の方からのご寄附につなげていきたいと考えております。

以上をもちまして、私からの説明を終了いたします。ありがとうございました。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

A 委員。

A 委員：私も、やはりふるさと納税サイトを使ったときに、かなりの手数料が取られるということで、それについては、本当にそういう形でやるのがいいかというところが一番の疑問でありました。

今回、改めてトキワ荘の関連事業のを見たときに、はっきり言って、思ったよりも、これを見て寄附するというよりは、そうでない部分が相当多かったと。そういうところで言うと、やはり寄附したいという人が、それなりにちょっと面倒でも、面倒でもって変ですけど、手間がかかったとしても、振込とか、そういう形でやっていただいているというところだと思います。

審 議 経 過

No.5

それと同時に、ある意味、ふるさと納税で今一番問題になっているのは返礼品。こういうものがあるって、そこを目当てにやると。いっぱいもらえるからみたいな、そういうところがあるのではなくて、何とかな、異常な過熱みたいところがありまして、そういうところに配慮されているのかなというふうには思っています。そういう意味では、私、そういう点では一つ疑問が解けたかなと思っています。

同時に、やはり大事なことは、この集まった寄附金をどう使っていくかということで、本来自治体がやるべき、本来やっていかなければいけない公的な支援。これは一体どういうことなのかということを引きとってやっておかないと、寄附が集まらなかったからやりませんかとか、そういうふうになるのが一番問題なんだろうというふうには思いますし、聞くところによると、委員会の中でも、その部分は、議会のほうのところでも、そういう意見を言った方もおられたというふう聞いておまして、その辺も議会と、今日は、私は議員ではありませんけどね。その辺も問題点としては共有できたのかなというふうに思っております。

以上です。

B委員：ちょっと、質問。

会 長：B委員。

B委員：すみません、前回いなかった関係で議事録だけ見させていただきまして、前回との違いというのは、要は7月7日に条例が制定されたということが最大の違いというふうなところでよろしいのでしょうか。

子ども若者課長：会長、よろしいでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：はい。ご指摘のとおりでございます。

B委員：分かりました。ありがとうございます。

ちょっと前回の議事録を見させていただいて、どうもこれ、ほかの、要は、情報保護審議会以外のところで、この政策について議論する場がなかったので、何かやむを得ずこの場で政策についての議論が始まっている。つまりほかに適切な民主的なルートで、多分議論されていなかったから、ここで代わりに議論されたというふうな経過なのかなというふうに考えまして。それを受けて、個別の施策の是非について、よりほかの適切な機関。つまり議会の常任委員会で審議された。そういうふうな民主的な正当性があったというふうなことでもよろしいのかなというふうに思っています。

ただ他方で、今、A委員から指摘がありましたような、ふるさと納税自体を活用していく、あるいはふるさと納税的なホームページを活用していくことの是非というふうなことについて、もし今後、類似の案件のようなものがこの審議会に別の課とかから何度も出てくるとかというふうなことになってきますと、これ何か、恐らく豊島区長自体はふるさと納税に反対しているんだけど、何となく各課が個別にふるさと納税的な案件をどんどん出して行って、区長も議会も何も決めないままに、何となくふるさと納税の案件が積み重なって、いつの間にか豊島区は賛成になっていたというふうなことになると問題ですし、かつそれをストップすることをここの審議会ですべてやってくれというふう

審 議 経 過

No.6

に思われるのも、ちょっと荷が重いかなというふうな気がしますので。もし、これ類似の案件が今後も出てくる、どんどん出てくるような方向になるというふうなことなのであれば、恐らく区長がリーダーシップを取って、議会の承認を得て、ふるさと納税というのを積極的に使っていく方向にするんだというふうな方針を決めた上で、やっていただいたほうが安全かなというふうな気はしております。

要は個別の課が出してくる案件で政治的にそんなに大きな問題ではないので通りやすいとは思いますが、どんどん通っていったら、いつの間にか寄附金の取扱い、寄附金と税収の取扱いというふうな大きな問題について、方向転換がされていたというふうなことになると思いますので、これ、どこに言えばいいのかというのはよく分かりませんが。

そういう大きな政策に関しても、より適切な議会、本会議であったり、あるいは常任委員会であったりというふうなところで決めた上で、こういう案件というふうなものが、ここにかかるようにしていただければ、よりこの審議会の議論というのが、意義があり、効率的なものになるかなというふうには思いました。

以上です。

会 長：ほかのご意見ございましたら。

C委員、お願いします。

C委員：今、委員が述べられたように、前回の会議の中では、後半大部分が政策に関わるような部分なので、果たして、ここで論議していいのかどうかという不安があったわけですね。ところが今回のお話ですと、一応整理された上で議題を改めて提出されているということだと思いますので、その点は納得したいと思います。

以上です。

会長：D委員、お願いします。

D委員：すみません、私も、たまたま子ども文教委員で、この条例について可決に賛成させていただいた立場で、ちょっとお話をさせていただきますと、確認というか、もう一度言ってお話したいんですけど。

今回、子ども若者応援基金という形で条例設定された。メインの目的としては、基金の受皿をつくる。子供たちのためにということで寄附をしてくださる方々がいらっしゃって、そのための受皿がない、財布がないから、口座がないから、こういったものをつくりたいということで、子ども文教委員会の中でご説明いただいていたんですけど、それでよろしいですね。

会 長：課長のほうからお願いします。

子ども若者課長：はい。ご説明いただいたとおりでございます。

会 長：D委員。

D委員：先ほどもふるさと納税サイトというふうなお話がありましたし、ご説明もいただいていた、ここ質疑の回答の中では、目標額の半分をふるさと納税サイトからというようにご記載があったんですけども、そういった、向こうから寄附してくださる方からのお声掛けをメインといたしまして、ふるさと納税サイトにも載せるけれども、ここに關し

審 議 経 過

No.7

ては手数料が成功報酬であると。個別のお声がけだとか、企業だとか、そういったところからも寄附していただけることを期待して、2,000万円だと。これ、そのうちの半分はふるさと納税サイトというのは、これは見立てとしてはどうなんですか。本当にそれぐらい達成できるものでしょうか。

会 長：課長。

子ども若者課長：ふるさと納税サイトでの目標を1,000万円としたところなんですけれども、こちら、あくまでもトキワ荘のほうで約2,200万円ということだったので、一つの目標といたしました。ただ、こちらに書かせていただいておりますが、負けるなコロナのほうの寄附金では約200万円というふうになっておりますので、現在の見込みでは1,000万円の金額は達成はしないかなと思っております。ただ、このサイトを使うことで広く区外の方にも知っていただきたいということで活用していきたいと考えております。

会 長：D委員。

D委員：先ほど、このふるさと納税サイト頼りになってしまうご懸念等も、ほかの委員さんからお示ししていただいた点については、私もそのように、豊島区としては、税収減の大きな要因となっておりますので、あまり豊島区がそれを頼りにしてしまっていて、その文化を全体的に広げてしまうというのはあまりいいことではないと思うんですけれども、広くこういったことを豊島区がやっているということ、なかなかこういったサイトにいらっしゃる方、返礼品目的でいらっしゃる方がほとんどでしょうから、なかなかこういう目的の寄附には応じられないかなという気は私もしているんですけれども。広く多くの方に知っていただいて、目的は違うけれども、こういうのがあったらやってみようかと。それはよく調べていただいて、サイトでなくても、やっていただけるようになっていけばいいのかなと思って、そういったことも含めて条例には賛成させていただきましたし、今回の個人情報の点についても、よろしいかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

会 長：ほかの委員のご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか非とするか、確認させていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、この諮問は是とさせていただきます。

これにて、この諮問は終わらせていただいて、次に移りたいと思います。

子ども若者課長：ありがとうございました。

区民相談課長：では、次の資料2、諮問第18号について、収納推進担当課長区民部長事務取扱（心得）よりご説明申し上げます。

会 長：では、課長のほうからご説明をお願いいたします。

収納推進担当課長：それでは……。

会 長：着席いただいて。

収納推進担当課長：はい、恐縮です。

件名、「私債権等管理支援事業の委託に係る措置」につきまして、資料の2に沿って説明させていただきます。

本委託に係る個人情報の取扱いにつきまして、お諮りをするものでございます。

まず、資料の説明の前に、この業務委託につきまして、詳しく説明をさせていただきたいと思っております。お手数でございますが、13ページまでお進みください。

参考資料「私債権等管理支援事業の業務委託の概要」でございます。

まず、この「私債権等」とは何かにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、区が持つ債権、大きく分けると二つございます。公債権と呼ばれるものと私債権と呼ばれるものが、まず二つあります。さらに公債権の中に、区役所が独自に自力で差押えとかができるもの、強制徴収公債権というものと、区役所が独自にできないがために裁判所を通して、そういった強制徴収をしていくという非強制徴収公債権というふうなものもございまして、その三つの区分がございます。

今回、委託事務に係るこの「私債権等」と言われるものは、非強制徴収公債権と私債権を意味しております。この自力執行権がないがために、なかなか取立てができないとか、そういう理由で収入未済が増加している傾向がありますので、それを解決するための事務でございます。

また、例示を挙げますと、非強制徴収公債権の中には、例えば、生活保護費の返納金、返還金、または国民健康保険給付分の返還金といったものがあります。また、私債権の中には、これはいろいろ数があるんですけども、各種貸付金の返還金、または各種手当の過払い分の返還金といったようなものもございます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

項番の1、現状と経緯でございます。

(1) 令和元年度行政監査結果報告による意見・要望でございます。本日、席上配付させていただきました別紙をご覧ください。

令和元年度行政監査結果報告（一部抜粋）でございまして、令和元年度に監査のほうから、この私債権の状況につきまして、意見が出されたところでございます。

上段のアンダーラインのところをご覧ください。収入未済額というものが、平成30年度末には10億5,300万円、平成25年に比べると23%増加しているという傾向がまず指摘されました。

資料の下のほう、下段のアンダーラインのところをご覧ください。その原因としまして、私債権等を所管する各課の、この取立てとか、不納欠損処理とか、そういったノウハウが不足している。そういう状況とともに全庁的な支援体制がないといった指摘がされたところでございます。

もう一度、13ページにお戻りください。

(2) 豊島区収納対策本部への報告でございますが、監査の報告を受けまして、区の

審 議 経 過

No.9

ほうで収納対策本部、または、その下に私債権等検討部会というのがございます。そこで議論を重ねまして、その支援事業として、法律事務所に業務委託をすることで、こういった収入未済額を減らしていこうと、そういった方向性を決めたところでございます。

(3)でございますが、今年度収入未済の状況を調査しまして、その結果が14課44債権でございます。収入未済額合計が約7億2,900万円。滞納者の数、対象人数として、約1万2,000人ほどいるところでございます。なお、この金額でございますが、先ほど、令和元年度の状況だと10億円と申しましたが、そこから見ると減っているように見えるんですけども、実は一部法律改正がございまして、非強制徴収公債権だったものが強制徴収公債権に移行したということがございまして、その分の差額でございますので、実態としては、収入未済額はあまり減っていないという状況でございます。

続きまして、項番の2、業務委託の目的及び効果でございます。この3行目後段からでございますが、各課の実情に即した債権管理マニュアルを整備することと、債権ごとの債務者の傾向に即したアドバイス等による全庁的な債権管理支援体制を構築することを目的としております。手段としては、法律事務所への支援の業務委託を考えております。

効果として(1)から(4)に記載のとおり、収入未済額の圧縮であるとか、(2)マニュアルの作成、または(3)として、各課の債権管理に係るノウハウ不足の解消等を効果として見込んでおるところでございます。

また、今回の業務委託でございますが、収入未済額の圧縮のために、私債権の滞納者の多くが生活保護費や各種貸付金手当に係る過払い分の返還が多い状況がございます。そうした方々というのは、もともと返済する資力がないということがありまして、それが返還が滞る事情にもなっております。今回、業務委託をすることで、収入未済額を圧縮というには二つの方法があるとは思っております。例えば、差押えをして取り立てていく。しかし資力の少ない方が多いので、もう一つの方法としては、適法に、適切に徴収の停止、または債権の放棄をすることで収入未済額を圧縮していく、そういった手法もありますので、どちらかというところ、そちらのほうで収入未済額の圧縮を考えているところでございます。

14ページをご覧ください。

項番の3、業務委託の内容でございます。この図がございまして、業務委託の全体イメージ図でございますが、私債権の所管課と右側の委託先の法律事務所との間で、例えばヒアリングを行った上でマニュアルの作成をする。または個別案件について相談・債権回収プランの作成をして解決をしていく。もう一つ、研修の実施といったものも考えているところでございます。この真ん中の相談・債権回収プランの作成、ここの部分で、今回お諮りする個人情報の扱いというのが生じるところでございます。

それでは、その相談のスキームについて説明をさせていただきたいと思っております。資料の11ページをご覧ください。

審 議 経 過

No.10

別紙 2、私債権等管理支援事務の業務委託の流れでございます。

諮問事項として、二つ、(1) 区から受託事業者への個人情報を提供する際の取扱い。(2) 受託事業者から区へ個人情報を返還する際の取扱いでございます。その下、個別案件の相談の全体図、流れを記載しております。右側に受託事業者、左側に区側、上のほうとして、税務課が事務局になっておりまして、右下、支援、私債権等の所管課がございます。

まず流れとしては、①として、まず税務課と法律事務所で契約を結びまして、それ以降の流れは②まず事務局から所管課のほうに相談案件の照会をかけ、③として、そういった依頼を受けた後に、④として順序を決める。そういった調整を事務局とする予定です。それが終わりましたら、⑤として、事務局から法律事務所に依頼、情報の提供を行いまして、次に、実際、所管課と委託事業者の間で相談、⑥相談ということを考えております。

相談として、来庁時の相談、電話相談、メール相談を考えておりますが、メインとしては、来庁時の相談を考えております。その場において所管課の担当者が、例えば、資料を法律事務所に提示をしながら状況の説明をして、法律事務所はその資料を持ち帰り、相談に対する回答等を考えて、次の来庁時にその結果を伝えると、といったことを考えております。電話は、また補足的な手法として、一度資料を持ち帰った後に、これはどうだったみたいなことがありましたら電話でやり取りをすとか、またメールのやり取りも考えておりますが、基本的に個人情報を考えているのは、この来庁時のメインのやり取りでございます。

先ほど、滞納者 1 万 2, 0 0 0 人ほどいると申し上げましたけども、これを一件一件相談をかけていると時間がかかることが見込まれますので、また、その 1 万 2, 0 0 0 件の中には、同じような理由で徴収が滞っている、例えば不納欠損の処理に迷っているという案件があるかと思っておりますので、なるべく類型化をして、複数まとめて一般論という形で、こういう案件はどうしたらいいでしょうかと、そういった相談の持ちかけ方をすることを考えております。その中では、特段個人情報は必要ない場面もございますので、なるべくそういった形を取っていきたいと思っております。

ただ、個別の案件、どうしても個人情報、個人に関わる情報を基に法的な判断をしなければならないといったことも考えられますので、そういった部分につきましては、個人情報の授受を行うというところでございます。

授受の形態としては、紙の資料、または CD-ROM 等を予定しています。また、資料を渡す際は相談票、受領書を兼ねるものもつけまして、それをやり取りすることで授受の経過を残すということも考えているところでございます。方法としては、鍵付きのケース等に格納しながらやっていく。相談が終わりましたら、⑦として、支援が終わりましたら個人情報の返還をする。所管課のほうでは、情報セキュリティ対策基準にのっとりまして、管理簿をつけながら個人情報の管理に努めていく。こういったことを考えているところでございます。

それでは、お手数でございますが、1 ページ目へお戻りください。

諮問資料の説明でございます。

項番の2、業務の内容でございます。

まず、1、内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2、該当者等でございますが、今14課の課が書かれているところでございます。これは、今年度の調査の結果、私債権を持っていると見られる課でございます。なお、この課以外、私債権というのは、年度によって新たに発生する部分もございまして、新たに発生した課については、また、もう一度ここで諮問をさせていただくという事を想定しております。

3番、委託理由、4、効果は、先ほどの説明のとおりでございます。

項番3、4につきましては、記載のとおり。

項番の5、諮問理由でございますが、新規事業であり、一括承認基準に該当しないため、諮問させていただいているところでございます。

項番の6、7は、また後ほど説明させていただきます。

項番の8、審議する対象につきましては、先ほど説明した別紙2のうち、記載の⑥⑦の部分でございます。

項番の9、委託先でございます。本審議会で承認されましたら、プロポーザル方式にて事業者を選定する予定でございます。

項番の10、契約締結予定日は、業者選定委員会（二次審査）の決定後、12月頃からの業務委託の開始を今考えているところでございます。

3ページ目にお進みください。

別表6番、「取り扱う個人情報」の項目でございます。3ページ、4ページ目にかけて個人情報を記載しておりますが、まず1の（1）私債権等管理台帳の部分。

4ページ目をおめくりいただきますと、（2）として、生活状況申立書というものが載せられております。私債権の管理につきましては、豊島区の「私債権等の管理に関する条例」というものがございまして、その中で私債権等の管理台帳を整備することになっております。その整理台帳に載せられている、この①から④番までの情報について、個人情報を取り扱うということがあります。また、その条例に基づいて、実施手順をまとめた債権管理マニュアルというものもございまして、その中で、4ページ目の（2）生活状況申立書という規定がございまして、そういった個人情報の取扱いも本事業で想定しております。

例えば、3ページ目の①から⑦でございますが、債務者を特定するもの、氏名、生年月日、住所等でございます。また、⑨としては債務者の所得情報、少し飛びまして、⑫債権発生日、⑬当初債権額、⑭納入の通知送付日等、私債権の管理・回収についての相談支援に必要な情報というものも含まれております。一番下、⑳でございますが、過去の折衝経過を確認するため交渉・催告等の記録というものも含んでいるところでございます。

4ページ目をご確認ください。同じように①から⑤につきましては、債務者の特定に関する情報、⑥勤務先、⑦収入状況、⑧負債状況、⑨として銀行・信用金庫等の口座所

審 議 経 過

No.12

有状況、⑭生命保険等の加入状況といった私債権の管理・回収についての相談支援に必要な情報というものが含まれているところでございます。

続きまして、7番、「情報の保護」の項目でございます。今回、個人情報の特記事項のうち修正した、変更した部分、2点ございます。

まず1点目、第2条、取り扱う個人情報の範囲として、より具体的に先ほど申し上げました文言を明記しているところがございます。

第4条、セキュリティー対策の整備義務でございます。1点目として、受託業務の電算処理をするために特別条項を加えることによって、セキュリティー対策の管理義務を強化するために条文を少し変えているところがございます。もう一つ、受託業務に従事するのが法令上守秘義務を負う弁護士であり、個人情報保護及び情報セキュリティーが重要であることは、当該職務上所与のものとなっていることから「必要に応じて」という文言を加えたところがございます。

5ページ以降は、その個人情報の特記事項となっております。

説明は雑駁でございますが、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

Eさん。

E委員：1点、質問があつて、未払金とかの処理で、そういう制度が必要だということは理解できるんですけど、これを見ている限りだと、法律事務所に対しては、相談とか、マニュアル作成とか、そういうことの依頼というふうに制度趣旨はあるみたいですけども。それであれば、別に個人情報の名前とか住所というのは必要なのかなという、要はAさんという形で、別に特定をする必要があるのかなという気がするんですけど、これは名前と住所と、かなり特定するんですけど、そこまでする意味は何かあるんですかね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：確かに、そういった側面もございまして、なるべく類型化、一般化できるものは、個人情報を伏して渡したいと思っております。ただ、実際やってみないと分からないところがございますが、込み入った案件とかであると、やはりそういった名前とか、個人情報の載った資料を提供して、それを見た上で弁護士が判断するという局面も考えられますことから、こういった取扱いにしているところがございます。

会 長：E委員。

E委員：もちろん金融機関とか、そういうところは出していいと思うんです、財産を含めて。勤務先はもちろん、その勤務先であれば収入があるとかというのも、多分特定はできるとか、意味があるのかなとは思いますが。その名前と住所を伝えなければいけないというのが少しだけ、こういう個人情報の問題だから、できれば伝えなくて済むのであれば、伝えなくてもいいのではないかなという気はするんですけど。

会 長：課長。

収納推進担当課長：書類が複数あった場合に、それが同一人物のものかどうかというところの

審 議 経 過

No.13

ために渡すということも考えております。ただ、おっしゃるとおり、なるべくそういった場合には出すのは少なくしていくことを考えております。

E 委員：分かりました。

会 長：よろしいですか。

F 委員、お願いします。

F 委員：今の E 先生の点なんですけども、受託する法律事務所や弁護士の側は、利害相反とかの関係をチェックしないといけないので、どなたに関する相談かという点は、多分必要になってくるのではないかと。類型化された場合はいいと思うんですけども、個別の案件のときには、必要かなと思うんですけども。

会 長：では、課長お願いいたします。

収納推進担当課長：そうですね。そういった利害関係のチェックということになると、やはり、そういった特定した個人情報判断する必要もあると思いますので、そういったところからも状況に応じて渡していきたいと、そういうふうに考えております。

会 長：B 委員。

B 委員：今、ご指摘があったように、利害関係とか利益相反があるかどうか確認するために必要なら、全部出さない駄目になりますよね。全員について利益相反あるかどうか確認するということを法律事務所がしなければならないのであれば、全員について名前出さないといけないということで、多分、想定されているのと制度設計がかなり変わってくると思うんですけども。

会 長：課長。

収納推進担当課長：実際に相談する上で、まだ具体的に法律事務所と相談できていないものから、そういったことも、もし、あるのであれば、弁護士の指示にのっとりながら必要な情報を提供していくという必要もあると思いますので、それは状況に応じて判断していきたいと思っております。

会 長：B 委員。

B 委員：どのくらい個人情報を、どのぐらいの類型について、債務者の氏名とかというものが出るのかというのを、ちょっと。最初の説明ですと、ほとんど出さないということですけども、F 委員の指摘を受けて、利益相反を確認するということでしたら全部出すということになって、かなり出す範囲が違ってくるので。

あと、それと恐らく関係するのは、この業務委託の内容の（４）で相談や債権回収プラン作成等の個別対応で、財産調査、訴えるとき、または債権放棄の準備とかという、準備というのがどこら辺まであるのかとかというふうなこととの関係で、要は、結局個人情報がどのくらい出るのかというのが、今の質疑の流れだと、全く分からなくなってしまっているので、どういう方向になるのかなというのがちょっと分からないですね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：確かに、類型化の手法につきましても、法律事務所の指示というか、考えもあらうと思います。それにつきましては、プロポーザルの中で各法律事務所、どういう類型化をしていくかという提案を受ける予定になっておりますので、具体的に、確か

審 議 経 過

No.14

にどれくらいの個人情報を出すというのは、今の場面でなかなか言えないところはありますが。

ただ、この調査の結果を見ますと、各課の滞納者の数を見ると、例えば国民健康保険課であると1,500名とか、または生活福祉課の生活保護法の扶助費の返還金を見ますと、1万人ほどの滞納者がございます。その中で一人一人出す必要があるかということ、あまりそういう想定はされないかなど。ある程度は類型化して相談を持ちかけることも可能ではないかというふうに今は思っております。

会 長：B委員。

B委員：では、法律事務所のほうが利益相反の関係で全部出してくださいと言ったら、それは拒否するという。

会 長：課長。

収納推進担当課長：そこは、法律事務所のほうから、そういった話があったら、それを踏まえて、一旦よく検討した上で判断したいと思います。

会 長：B委員。

B委員：つまり諮問内容として係っているのは、全員について、取りあえず出す可能性があるというふうなことで審議してくれというような感じですかね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：滞納者1万2,000人ほどいますが、可能性としたらあるとは思いますが、ただ、類型化という方法を取ることで1万2,000人全員出すということは、現実的にはないのかなというふうに思っております。ある程度類型化して、あるとしたら、課ごとに諮問をかけていく関係上、多少は同じ案件でも複数の課で2回合計相談を持ちかけるということはあるかと思えますけども、1万2,000人の大部分を渡すということは、今は想定しておりません。

会 長：B委員。

B委員：法律事務所がどういう形で受けるのかというのは、私、弁護士ではないので分からないんです。どうなんですか、これは出さないでも受けるんですか。個人情報とか名前とかなくて、別に利益相反とか確認しないで受けるか、それとも、やっぱり全員について名前を確認しないと受けられませんということになるのか、ちょっと私、弁護士倫理とかよく分からないので、どうなんでしょう。

会 長：課長から、まずご説明。

収納推進担当課長：実は、今回の業務委託を考えるに当たって、ある法律事務所に相談を持ちかけているところでございます。その中で、今回の手法、ある程度、類型化した上で相談を渡していくということは、その法律事務所によると、それは可能であるという回答を得ておりますので、ある程度の類型化は可能であると判断したところでございます。

会 長：B委員。

B委員：なるほど。ずっと私が言ってもなんですから。逆に出不さないでいいということになってくると、類型化するから出不さないでいいということになってくると、では類型化しないで出せないという事例が具体的にどういう事例なのかというのが、今度想定しづらく

審 議 経 過

No.15

なってきた、つまり利益相反のために全員出すのなら出す必要は分かるんだけど、類型化するからほとんど出さないでいいですよというふうな話になってくるんだと、では類型化できない事例って具体的に何なんですかということが全く分からなくなってくるので、ちょっとそこら辺を明確に、具体的にどういう事例について、この個別の名前が必要なのかというふうなことを確定していただかないと、なぜ最初にE委員が言われたような、氏名というふうなものが必要になってくるのかというのがよく分からない。少なくとも、私にはちょっとその類型が分からないという。具体的な事例が分からないので、事例があるのであれば、具体的に想定して教えていただきたいという。

会 長：課長から。

収納推進担当課長：例えば、督促とか催告を出したとして、戻ってこない。それについて、どういった対応をしたらいいかということで答えますと、類型化して相談を持ちかけて回答を得る場面もあります。弁護士によりますと、例えば督促を送って、全然返答がないのか、もしくはもう住所不居住で書類が戻ってきたのかとか、そういった個別の案件、細かいようですけど、そこで、結構重要な、その後の対応を考えるべき部分が生じるというところがあるそうです。

ですの、そういった細かいところに入っていきますと、どういう人物なのかとか、そういった個人情報を出していく場面も想定されるということでございます。

会 長：B委員。

B委員：すみません。今の事例で名前が必要な理由がよく分からないんですけども、要は、何度か送って返ってきた人なのか、一度だけ送って返ってきてない人なのかだけが重要であって、それは名前が必要な案件なんですかね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：そうですね、今の事案でも、名前を伏せた相談も可能などころもあると思います。ただ、それ以外の部分でも、督促が戻ってきたもの以外の部分で、個別の、例えばどういった債務の状況があるのかとか、そういったことを確認した上で判断が法律事務所のほうで必要であれば、そんな個人を特定する情報も必要になってくるのではないかと、そういうふうには考えております。

会 長：B委員。

B委員：今のところ、それで今必要なのは個別の債権の状況であって、名前ではないような気もするんですが。もうちょっとこれ、必要な情報を絞って審議にかけたほうがいいのではないかとというふうな気もするんですけども。名前がないと駄目だというふうに法律事務所から言われた特定の事案がちょっと、今の質疑だと私には分からなかったということです。

会 長：C委員。

C委員：徴収の業務については、非常に徴収職員が滞納の段階から、督促状を出した段階からずっと経過を追って行って、最終的に強制執行という段階に至るときに一番神経を使うのは法律的な問題だと思うんですね。果たして、これで強制徴収に踏み切って、法律上大事になるかということになると、一職員としても、公務員として、非常に神経を使

うところなんですよ。

私も昔徴収業務をやった経験がありますので、やはり、そのところにくると、特定の個人名、それと法律的な知識ですね。これは一職員の判断ではなかなか難しい点があって、確かに言われるように、こういう訴訟相談等を弁護士に依頼するという事は、非常に大事な事だというふうに思いますが、先ほどのお話の中では、相当件数があるということになると、これを個人情報と一緒に委託するような形というのは、相当無理があるかとも思います。というのは、最初の経過から相当の情報を持って相談をしないと、適切な処理がなかなか難しいというふうな感じがしますので、方法については、行政サイドのほうでいろいろお考えがあると思いますが、やはり個人の、一番大事なものは個人名と、それから、それに対する附属情報というのがあると思いますので、この辺の分け方が判断の要するところではないかと。

先ほど委員のほうは、これ名前要らないのではないかという点もありますし、また一方で、訴訟になったときは、これ名前と情報というのは一体なので、適切な処理は困難だというふうな意見、分かれるところだと思うんですよ。だから、その辺あたりを情報という点からすると、できる限り個人情報は抑制するという趣旨に乗る限りは、その辺も一つは考慮に入れる要素ではないかというふうに思います。

会 長：E 委員。

E 委員：もう一点だけ聞いていいですか。もし、この委託の関係で訴訟をするということであれば、個人情報の氏名とか必要というのは、もちろん理解をするという前提で、訴訟はせずにアドバイスしかしないということですよ、これは。この業務委託契約というのは。もう訴訟までいくのも含まれているんですか、これは。

会 長：課長。

収納推進担当課長：この委託のスキームの中では、訴訟自体は職員がやる。そのサポートをしてもらうという考えで、今は考えております。

E 委員：分かりました。

会 長：ほかにいいですか。

G 委員。

G 委員：今ちょうど委員が言われたことと同じことで質問しようと思ったんですけど、実際訴訟に係るかどうかということだったんですけど、今のご回答ですと、実際の債権回収に係る訴訟でも、今回の法律事務所に関わってもらうという、そういうことになるわけなんですよ、この委託事業者に。

会 長：課長。

収納推進担当課長：実際訴えを起こすのは職員側でやりますので、そのやり方というのを業務委託先の法律事務所に教えてもらいながら、やっていくというところがございます。

G 委員：分かりました。実際の訴訟で個人の名前を出さなければしょうがないというのは、これは当然のことでありまして、問題は、通常のそれまでの、いわゆるサポートとかの段階で、果たして、こういった詳細に当たる情報を出していいかということになるわけなんですよ。これはもう先ほどからずっと議論をされてきましたけど、出す必要性という

審 議 経 過

No.17

のがよく分からないなというところが実際でありまして、利益相反と言いますけれど、具体的にどういう場合にこの個人情報を出さないといけないのかということが見えてこないといえますか、先ほどの督促のやつでも、ちょっと答えになっていないような気がするんです。

だから、訴訟のときに出さなければいけないというのは分かるんですけど、それ以外のところで、結構これセンシティブな情報もいっぱいありますので、果たして、恐らくこういう出す可能性があるということで、こういうふうによく取っておられると思うんですけど、ただ実際のところ、それを出さないケースというのが多いというのであれば、これは一つ考え物かなというふうに思った次第です。

それに、ちょっとこれ、ちゃぶ台みたいな話になるわけですけど、委託事業者という形で業務委託されるということなんですけど、結構金額大きいんですよ、委託金額。これでしたら、専門の弁護士の方を、雇用の予算の範囲内で何人か雇用していただいて、内部でやれば、そもそもこういった個人情報を外部に出すとかという問題も出てこないのではないかとという問題。

あと、さらに言うと、ほかの他県で、よくこういう債権回収の問題、未回収の問題は、結構ほかの自治体でもありますけれど、他県とかでは、例えば一部事務組合とかをつくって、共同してやっていたりするわけなんですよね。つまり、この委託事業者に対してサポートいただくという体制だと、いつまでたっても、これ行政部内にノウハウが蓄積しないという、そういったデメリットもあるわけなんですよ。だから長期的に言えば、やはり自分たちでやるというのは基本で、ただ、さすがにノウハウがないので、それは難しかろうというものだと思うんですが。

そうであるならば、例えば豊島区であれば大きい自治体でございますから、地方から見ると。なので、幾つか23区内の区で合同して、そういった一部事務組合とかをつくって、そうやっていかないと、いつまでも、こういうふうに外部の委託事業者に業務委託していくということになると、長期的ノウハウは蓄積せず、年間1億円弱ですか、ずっと垂れ流していくということになると思うので、ちょっと一部政策的な話になってしまいましたけど、以上です。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：業務委託の費用でございますが、14ページに書いておりますとおり、今年度は460万円、来年度は924万円と想定しているところでございます。

あと、今回の業務委託よりは、そういった一部事務組合をつくったほうがいいのかということもあろうかとは思いますが、なかなか23区で足並みがそろうかどうかという問題もあります。また、この業務委託でサポートを受けるという手法より、例えば顧問契約を結んで弁護士にやってもらうという手法もありますけれども、今回監査から指摘されたのが、各課のノウハウが欠けていると。ですので、まず、そのノウハウを高める。そういったことをまず念頭に置き、いずれは区職員が独自でできるようなことを考えて、今回の委託に関しても長期にわたった委託ではなくて、13ページに書いてるように、今年度含めて3か年の委託。その後は職員が自発的にやっていくということ

を考えているところでございます。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：私も説明を聞いて、ほとんど住所と名前は出すことがない、ほぼないという中で、でも可能性があるという、そういうこともあってということで諮問をされたのかなと思いました。

例えば、明確に住所と氏名以外でこれだけの情報を出すとしたら、名前、だからはっきり言って、相談票の名前と住所とか個人名のところ、特に保証人とか、そういう保証人も含めてですよ。そういう債務者と保証人と、あとは家族構成は個人名ではないにせよ、郵貯の口座番号とかも、その辺はあれですけど。名前と住所、これは全部外したら個人情報審議会の議論にはならないと、こういうふうに考えるものなんでしょうか。その辺、改めてちょっとお伺いしたいんですけど。これはどっちになるのか。

会 長：課長のほうからありますか。

区民相談課長：では、すみません、事務局から。

会 長：はい、事務局。

区民相談課長：結局、こちらの審議会でご審議いただくのは、要するに、新規の事業などで個人情報を取り扱う場合ということになってございます。

個人情報というのは、簡単に申し上げれば個人が特定できるということですので、氏名、住所というのは大変大きなものでございます。ただ、氏名、住所がなくても、その個人を特定できるような情報が幾つかあって、それを関連づけると、例えば特定の個人にたどり着けるような場合も、ちょっと今具体的な例を思いつきませんが、そういった場合も、個人情報には該当します。まず、やはり何といたしても、氏名、住所というものは、もう確実に個人情報に該当する部分でございます。

会 長：A委員。

A委員：私自身は、これを聞いたときに、基本的には、ほとんど、そういう意味では、個人が特定されるようなことはないんですけども、ないんですけども、場合によっては、ある可能性もゼロではないと。まだやってみてないのでみたいな。そういうところから、言い方がいいかどうか、予備的といったら、まずいかもしれないけど、何といたしても内容が内容で、これだけ多岐にわたりますので、その辺のところの判断を審議会がするのかというふうに思っておりました。そういう判断もあるかなと思っています。

例えば、今回もデータと紙ですよ。個人情報の提供形態は紙とCD-ROM等というふうになっていて、このCD-ROM等という「等」というのは、まずは何なのかを聞きたいんですけど。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：「等」でございしますが、いろんな媒体が今後想定される場所もありますので、例えばDVDとかSDカードとか、そういったことを想定しております。

会 長：A委員。

A委員：そうすると、どちらかというと電子データで渡すという、提供形態、電子データというイメージで、あと紙なんですけど。実際には、先ほどちょっと聞いていたら、まずは

審 議 経 過

No.19

来てもらって、見てもらって、それで持ち帰ってもらって、それで最終的に結論を出してもらおうということになると、これは何となく紙というイメージをすごく持ったんですけど、その辺はどうなんですか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：案件の量によっては紙を持つことでちょっと重いとか、そういうこともありますので、説明は紙でやりつつ、データということも考えられますし、相談票を基に相談をかけますので、それは紙になる可能性もありますけれども、その相談票を改めてデータに入れて、それを受領書代わりにもなっていますので、相手方にデータとして渡すということも、今、想定しているところでございます。

会 長：A委員。

A委員：はい、分かりました。

私も基本的に、やはり個人データを持ち出すというのはよくないなというのがありますね。一方で、先ほど言ったように、類型化したら個人情報ではなくなる部分があるんじゃないかと思ったんです。だから、類型化するものについては、基本的には個人情報ではない部分が大きくなってきて、逆に個別に、この事例どうなんでしょうかとこのときに、さっき言った相談票の内容、全部入ってくるというか、個人が場合によっては、場合によってはですよ。この内容から見えてしまうような、なかなか難しいかもしれませんが、住所も名前もなくても、でも住所と名前がなかったらということはあるんですけども。

そういうときに、私的に考えたときには、住所というときに、一部何々マンションとかね、そういうのが例えば住所の一部だとして、ああ、あそこの高級マンションですねみたいな、そんな感覚はあるかなとか、そういうのはあるんですけど。それも逆に言えば、その資産内容のほうに書けばいいので、確かに、實際上、本当に住所と氏名、個人が特定されるものがあるんだろうか、この案件でというのは、なかなか想定はできないのかなというふうには、今、思っています。

ただ、ここで一応諮問かけられていますから、では、どうするかという部分は、もう少し皆さんのご意見も伺ってみたいと思います。

会 長：ほかの委員の皆さんのご意見があれば。

H委員。

H委員：ありがとうございます。類似案件で、過去の類似案件で法律事務所へ委託している特別区民税、都民税の催告もありますけど、このときの個人情報の扱いというのは、どんなことなんでしょう。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：前回の業務委託は、法律事務所名で催告書を送付するという委託をしておりましたので、その対象になる方のお名前とか住所等はデータでお渡ししていたところでございます。

会 長：H委員。

H委員：そういう意味では、個人情報の扱いとしてはどうなんでしょうね。問題は起きなかつ

審 議 経 過

No.20

たんでしょうか、そのときの扱いとしたら。

会 長：どうぞ、課長。

収納推進担当課長：前回の業務委託では、こちらの審議会でも諮問しまして、そこは必ず、やはり個人情報渡さざるを得ないという業務委託でしたので、そこは仕方のないことかなど。

また一方で、委託先というのは法律事務所でございますので、弁護士法で、そういった守秘義務というの厳しく課せられるところでもございましたので、そういうところも考慮しながら、そういった業務委託をできたと、そういうふうに考えております。

会 長：H委員。

H委員：その上で、今回1万2,000件が想定される中で、月100件ということで、年間で2,400件ぐらいですね。この絞り込みというか、この別紙2の11ページの事務局で選定、順位づけ、調整とありますけれども、事務局で選ぶという、その時点で類型だとか、ある程度やることがあると思いますけど、この辺はどういう基準で選び出すんでしょうか。

会 長：課長。

収納推進担当課長：まず、事務局の調整の役割としては、月の内で相談できるキャパがございますので、一度にいろんな課から来たときに選定する必要があります。その基準というのは、今考えているのは、例えば未済額の大きい課のところはなるべく早めに対処していこうというふうに考えていますので、そういった基準に基づきながら選定していくことを考えています。

会 長：H委員、お願いします。

H委員：そうすると、この類型化するというのも、事務局である程度選んで、例えば同じような課題がある案件については、例えば何十件かある中で、それを一つの例として、類型として1件挙げるとかというようなことにもなるんでしょうか。

会 長：課長から。

収納推進担当課長：類型化の手法につきましては、実際に業務委託をすることになる法律事務所との話合いの中でやり方を決めていきたいと考えております。その中で、こういう例示、こういう類型化の仕方がいいということがありましたら、それは事務局として、各課に情報の提供をしまして、それに基づいて主管課のほうで類型化をしてもらおうということを今考えているところでございます。

会 長：H委員。

H委員：分かりました。

今回、個人情報の提供、返還する際の取扱いということで、今、氏名を出す、住所を出すとかという話も出ておりますけれども、やはり、やり取りの中での心配点で確認したいのは、あくまでも、これは法律事務所側が本庁舎に来て、ここでいろいろと相談を書類やなんかを見ながら、その場でやっていくと思っておりますけれども、実際に、いろいろやっていく中で、件数なんかも、今100件程度と言っておりますけれども、その見た中で件数も絞られてくるというようなことなんでしょうか。その辺はどういうふうになってい

審 議 経 過

No.21

くんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今は想定100件でございますが、今おっしゃったように、相談の状況によっては100件もこなせないという状況も出てくるかと思えます。また逆に、この債権の整理が済んでくると、逆にもっと余力が出るということも数年後には考えられますので、状況次第かなというふうに思っております。

会 長：H委員、お願いします。

H委員：もう一点、先ほどノウハウを職員のほうで取得できればということで、3年ぐらいを想定していますけども、やはり3年ぐらいをかけてやるような業務になってくるのかなとは思いますが、その辺は例えば早くノウハウが取得できれば2年なりという短縮するということもあり得るんでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：ノウハウを学んだら、それは紙でマニュアルという形に残しますので、それがうまくいったら、例えば3年かからず2年で引継ぎ等可能になる場面もあると思えますので、短縮ということも想定はしております。

会 長：H委員、お願いします。

H委員：私も、職員も変わっていきますしね、ある程度ノウハウができて、なれない職員が入ってくると、また難しいのかななんて思って、ずっと委託するのかなというイメージもあったんですけども、そういう意味では、今回の委託でノウハウを取得して、少しでも早く職員で、この業務をやっていくというようなことでいいわけですね。ちょっと確認です。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：おっしゃるとおりでございます。

H委員：ではいいです。

会 長：H委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆様、ご意見とかございましたら。

A委員、お願いします。

A委員：本当はちょっと言いづらいんですけど、例えば、どんな事例があるかというのは、職員がよく知っているとは思いますが、職員が類型化をして、それを法律事務所に持っていくという形を考えておられるようですが、法律事務所的には、こういう類型化のほうがいいのではないですかみたいに、ある程度の数を見ながらやるというアドバイスも可能性がありますよね。よく分からないんですけど。

でも、そうだとすると、個人名が、住所と名前が、必要かどうかということが一つありますが、ただ人間って、番号は覚えられないけど、人の名前だったら覚えられて、この人とこの人、こうではないですかと、結構。例えば名字が同じだから、この人とこの人家族ですかとか、別の債権者が両方出てきたときに、そういうときは名前があるから、もしかしたらと勝手に考えて、そうですかみたいな、そういうのも出てきてしまうので、そもそも、もしかしたら類型化をするときに、場合によって、法律事務所が入ら

審 議 経 過

No.22

ざるを得なくて、そういうときは、はっきり言えば生資料を見たほうが分かりやすいということもあるのかもしれない。ただ、それをやると、それこそ幾ら法律事務所といっても、相当な情報を見せてしまうことになるので、私はそれは推奨していませんよ。推奨してないんですけれども、そういう限界がある中で、一応、豊島区としては、まずは職員の中で類型化をして、やっていくと、こういうことだと思うんです。

それから、もう一点は、では先ほどから出ている裁判、実際に裁判にかけることにしましたと言ったときの、それについてもアドバイスをいただくということになると、それは、もしかしたら利益相反になってしまう人も対象になる可能性もあるのかもしれないので、それは私もちょっと分からないんです。別の件で、実はこの人の受任を受けていますみたいなことをおっしゃっているのかね、法律事務所の関係で。そこはちょっとよく分からないんだけど、その辺の整理をもう一回する必要はあるのではないかなと。

ただ、今、私が理解している範囲では、さっき言ったように、ほとんどそういうことは考えられないんだけど、実際にそう起きてしまうと仕事が進まないの、まずは審議会のほうに、こういうことでやることについていかがでしょうかという、そういう諮問がされているケースではないかなという認識はしています。

会 長：課長のほうからお願いします。

収納推進担当課長：今おっしゃられたように、類型化に当たっては職員がやるにしても、まず、業務委託を結んだ法律事務所のアドバイスを受けながら、その手法にのっとった方法で職員にやってもらうということを考えています。その中で、個人情報、本当に出す必要があるかどうか併せて法律事務所に確認をしながら、場合によったら伏せるとか、そういった判断をしていきたいと思っております。

また、今回の業務委託でございますが、この相談ということだけではなく、その相談の一步先、裁判所に訴えていくということも含んでおりますので、その場面では、職員のほうが訴状を書いたりとか、そういったこともありますので、そういったところまで含めて個人情報が必要かどうかを弁護士事務所と確認し合いながら考えていくということを考えたいと思います。

C委員：Cです。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：内容、この資料2のところの内容という点からしますと、現状分析、債権回収プランの作成、助言により支援を行うと。また、債権管理マニュアルの整備の支援、私債権等の管理に関する研修を実施するというようなことですので、この内容に限定するならば、必ずしも個人名を出して個別の相談というよりも、徴収全体に対する指導助言というのを職員として、マニュアルを習得していくような一つの手段と。

また、個別相談については、よく福祉施策の中で審議会とかいうのにかけて、ここでどうしようかというふうな形もありますし、ですから弁護士に依頼する今回の内容であれば、私はある意味で、Aさんは何々というふうな感じで進めていっても、この業務の内容に含まれる目的というのは達成されるのではないかというふうに感じますけど。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

No.23

収納推進担当課長：今回、個人情報の諮問しているところですが、今おっしゃったように、類型化によって個人情報を出さないという方法もありますし、相談の内容いかんによっては、必ずしも個人情報が必要でない場面も当然出てくると思います。その辺、業務委託先の法律事務所とよく確認して、適切な取扱いをしていきたいと考えております。

会 長：課長のほうからお願いします。

区民相談課長：すみません、失礼いたしました。事務局のほうで、資料の点で補足といいますか、参考資料で、私債権と管理支援事業の業務委託の概要というものがございまして、そちらの裏面の3番の業務委託の内容の(4)というところがございます。14ページですね、図の少し上でございますけども。そこに相談や債権管理プラン作成等個別対応というものがございます。事務局としても若干関わらせていただいたことで、的確なお話になるかどうか分かりませんが。

いわゆる、かなりこういった債権が多くなっていて、私債権でございますね。中には、これ私の勝手な言葉ですが、悪質な滞納者の方もいらっしゃると思います。もちろん、コロナ禍で大変苦しんでいる方もいらっしゃるんで、そういう方々とはまた別に、そういった悪質な滞納者の方なんかへの対応というのは、もう喫緊の課題になっていると、そこで、こういった委託の業務というお話が出てきたと思います。

なるべく個人情報を取り扱わないような形で、今、説明員からございましたように、類型化できるものは類型化して、そして、職員がそのアドバイスに沿って、そういった債権徴収業務に当たるのがよろしいのかと思いますけど、やはり中には類型化した、そういったプランでは、なかなか対応ができない場合も出てくるだろうというのが、この(4)のところではないかというふうに考えます。そういった場合には、やはり、どうしても個別ですので、特定の個人の情報というのが、氏名、住所など出てくるということで、こちらの諮問資料に出てきているということではないかというふうに私は受け止めるところでございます。

今回は、その個人情報の取扱い、どういうふうに保護していくのかというところを資料などで、ご説明があったかというふうに考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

会 長：ただいまの事務局のご説明を受けて、委員の中でご意見がございましたら。

F委員、お願いします。

F委員：草葉会長に意見をお聞きしたいという点もあると思うんですけど。その個別対応が必要な事案も、もし類型化して、こういうような財産がある人で、今までこういう対応なんだけれども、これ以上どうしようかという相談があったら、それも匿名であって、ある程度の細かい家族関係や家庭の状況とか、これまでの交渉経過とかというものを伏せるとすると、一般的な法律相談への回答というふうになると思うんです。だから、かゆいところに手が届くというところまでの回答を求めて、本当にこの人にとって、債権放棄するのがいいのか、回収に踏み切るのがいいのかというようなことになって、相談したいとしたら、やっぱり個別対応となって、そのときには利害関係の問題とかで、そ

審 議 経 過

No.24

の委託先から名前は必要だということになるのではないかと思うんですね。

なので、住所、氏名とか含めて1万2,000人で、これだけの情報というと、非常にたくさんの個人情報という感じはするんですけども、個別対応ということも、業務委託に含めるかどうかというところで、含めるとしたら対象者を区切るのであれば、住所、氏名が必要な場面は出てくるので、住所、氏名を渡さないということになったら、法律相談止まりというか、一般的な相談で、所轄課のほうで最終的な方針は決定して、その経験値を高めていくみたいなことになるのではないかと。なので、そこを最終的に、さっき委員もおっしゃったことですけど、最終的には全員に対して必要になってしまうということにかけている審議、諮問事項なのではないかなと思うんですけども。

会 長：そこら辺は、課長どうですかね、課長からどうぞ。

収納推進担当課長：今回の業務委託、相談というところも、もちろん行いますが、それから一歩進みまして、先ほどおっしゃったような個別対応、債権を、その人について、どう取り扱っていくか。取るのか、落とすのかと。そういったところまで踏み込んだアドバイスを受けるつもりですので、個別対応というところは想定されるところでございます。

会 長：つまり個別対応においては、住所、名前等の個人情報も触れる可能性があるということではよろしいんですか。

はい、どうぞ。

収納推進担当課長：そこは、弁護士事務所との相談の中で、必要であれば、もちろん出しますし、ただ、必ずしも個別対応だからといって必要がないという判断があるのであれば、それは出す必要はないと。そういうふう考えております。

会 長：B委員。

B委員：個別対応の内容について、もう一度確認したいんですけども、これ別に、例えば行政訴訟とかを担当してくれる弁護士さんとかがいて、その人に代理人になってもらうというのはとは違って、あくまで裁判とかに出てくるのは区だけで、この弁護士さんとかは代理人になるわけではないという、そういうことなんですか。単にバックグラウンドで相談に乗ってくれて、表には出てこない感じになるんですかね、これ、個別対応は。例えば訴えを提起する場合、どういうふうな形になるのか、分からないですが。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：今、今回説明させていただいた部分においては、訴えの提起等は区のほうでやるつもりでございます。ただ、どうしても悪質な方がいて、どうしても区のノウハウではできないというところがあれば、今回、この契約とは別に単価契約みたいな形で、そこをお願いするというのも、一応想定には入れているところでございます。

会 長：B委員。

B委員：となると、その訴えを提起するときというのは、個別の契約の部分で個人情報の取扱いとか定めればよくて、その前段階で果たして必要になってくるのかというのがよく分からない。要は、最終的に訴訟依頼するのであれば、そこで個人情報を出すというふうなことにすればよくて、その前段階で果たして必要になってくるのかというのが、よく

分からないところではあるんですが。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：確かに、相談がどういうふうに進んでいくのか、今現在、具体的に我々のほうでも把握はしてないところがございます。そこで最初の相談で、もちろん、必要がないのであれば、それは出しませんし、訴えの場面で必要ということであれば、そこは出す必要がありますが、それは法律事務所とご相談しながら、確認しながらやっていきたいと思っております。

会 長：B委員。

B委員：何となく感覚としては、訴訟提起とかの段階になったら必要ですけど、その前の段階で、一般論として聞いているところで、果たして、この個人の名前とかが必要なのかというと、何か要らないのでないかというふうなことと。ここまでの議論を聞いていると、このスキームであれば、個人情報に関わらない形でやるのが、一番問題が少ないような気がして、その構築もできるような気がしているんですけども、それは絶対にできないんでしょうかね。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今回は可能性があるということで諮問をさせていただきましたけれども、もちろん、なるべく出さないというスタンスは、こちらとしては持っているところがございますので、必要がなければ出さない、そういうことを考えております。

会 長：B委員。

B委員：とすると、どうしても必要性が出た時点で諮問していただいているのでないかというふうな気がするんですが、今、諮問せずに。どうしても必要であるということが分かった時点で諮問していただくのでいいのではないかというふうな気もしますが、どうなんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：やはり、今後どういった場面で、その個人情報を求められるか分からないというところもあります。今、相談している法律事務所の中では、やはり個別相談の中で、個別対応の中で、そういったものがあつた上での判断が必要というところも言われている部分もあります。最初として、まず可能性というところがございますけれども、諮問させていただきます、事業を遂行しながら、その場面、場面で個人情報を出す出さないの判断をさせていただければと思っております。

会 長：G委員、お願いします。

G委員：今回、ここに網羅されている情報の中には、センシティブな情報はたくさんあるわけなんですけれど、そうであるならば、どういう場合に出すか出さないかということを、その時々、弁護士事務所と相談とか、そういったアドホックなものではなくて、やはりあらかじめ明らかでない、この審議会に出してきても結論は出ないと思うんですよね。今のお話ですと、言葉悪いですけど、成り行きで何とかという感じなんですけど、ちょっとそれではどうかなという点が1点と。

ただ、そうはいつでも、実際に債権の回収に当たって、具体的な個人情報がないと処

理ができないんだというのであれば分かるんですけど、今まで出てきた守秘義務の話ですとか、あとこの審議会に弁護士の方おられると思うんですけど、氏名と住所とか口座番号がないと具体的にどういう支障になるのかと、いまいち見えてこないんですね。先ほどこれがないと駄目だという話をされていましたが。ただ、そうはいつでも、この財産状況とか、それぞれの口座の金額とかというのは、それを伏した上で提供した上でも、この場合は、これはもう裁判にいったほうがいいよねとか、あるいはもうちょっと頑張ってみようかとかというアドバイスとか、そういった方向性は示せそうに、私のほうから思えるんですけど、実際、私ども判例の分析とかをするときには、そこまでの情報までしなくてもやっていますので。

どうして、だから質問は2点で、守秘義務等の違反というのはどういう場合に生ずるかとか、もうちょっと具体的に説明していただきたいのと、あともう一つは、こういった住所、氏名、家族構成とかがないと、どうして今後の方向性を示す上で支障があるのかということ、もうちょっと抽象論ではなくて、具体的に示していただければと思います。

以上です。

会 長：今のG委員の2点のご指摘に対して、事務局のほうでお願いいたします。

収納推進担当課長：守秘義務違反に関してでございますが、個人情報法律事務所へ提供したことで、それが何らかの形でどこかに漏れてしまうということもあるのではないかと、それは一般論でございますが、そういうことを想定しております。

G委員：守秘義務ではなくて利益相反ですね。失礼しました。

会 長：利益相反ですね。

G委員：利益相反です。

収納推進担当課長：利益相反でございますか。

G委員：1件目の質問、利益相反です。

収納推進担当課長：そこは委託する法律事務所と確認し合いながら、その利益相反になるか、ならないかのところを、それに応じて、どういう個人情報の扱いをするかというのは、今後確認ということになるかと思えます。

G委員：2件目の質問は、これは事務局ではなくても、実際の委員の弁護士の先生方でもよろしいのですが、具体的に氏名とかがないと、どうして法律相談にとどまってしまうのかというのが、今の話でもよく分からないので、ちょっと説明していただければありがたいです。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：もちろん、法律相談の中で個人情報の必要がないのであれば、もちろん出しませんが、実際どういった相談になっていくのか、この個別の案件に応じて、どういうふうに相談事が進んでいくかというのは、やっぱり今の段階では、なかなか分からないところもございます。ただ可能性として、いろんな情報を基に判断が必要というところもあろうかと思えますので、そういった局面では、やはり弁護士のほうから、こういった個人情報は必要だと言われる可能性もありますので、そこは今回諮問したと

審 議 経 過

No.27

ころでございます。

G委員：具体的にどういう場合ですか。今までずっと経験おありだと思うので、もうちょっと具体的な例で説明していただけますでしょうか。

会 長：何か具体的な例としていただければと思います。

お願いいたします。

収納推進担当課長：例えば相続とか、そういった親族関係をしっかり確認した上で判断する事案とか、そういったことも考えられるかと思います。

G委員：それは、個人名を伏してでもできるのではないのでしょうか、何親等とか、そういった形で、駄目なんでしょうか。

会 長：課長、お願いいたします。

収納推進担当課長：今、申し上げたのは、例というか、そういうことでございますので、もちろん、その場面、場面で、やはり我々が判断するところではなく、委託先の弁護士が判断するところだと思います。その判断に応じながら出すべきは出す、出す必要がなければ、それは出さないというふうにやっていくしかないのではないかと、今の段階で申し上げるところは、そういったところでございます。

会 長：そうすると、1万2,000件ぐらいあっても、個別具体的に住所とか名前を弁護士に提供するのは非常に少ないけれども、場合によっては弁護士からの要請もあって開示せざるを得ないときがあるんで、今回諮問されたら、こういうような感じでしょうか。

収納推進担当課長：おっしゃるとおりでございます。

B委員：すみません。何か議論が完全に堂々巡りになっていて。では、それ物すごく少ないなら、それがあつたときに出してきていただければよくて、そのときまで無期限で継続とかということにして、継続審議とかということにしないと、多分この議論永遠に終わらないと思うので。

要は、具体的にどういう事例があるのかというふうな説明を求めているんですが、具体的な説明が出てこないというふうなことで、議論が堂々巡りになっているので。ちょっとこれ以上やっても、氏名の必要性というふうなものが永久に判明しないと思うので、弁護士事務所と相談して、個別に必要な事案が出てきましたというふうなところで、また審議にかけていただければいいのではないかと思いますので。

会 長：今、B委員から、そのようなご提案がありましたけれども、いかがでしょうか、事務局のほうとしては。

課長、お願いいたします。

収納推進担当課長：そういったご意見もあろうかと思いますが、事業の進行において、例えばそういう事案が生じて、今回諮問をしないとして、そういった事案があつて諮問するとなると、諮問までに時間がかかることで、例えば取れるものが取れなくなるとか、事業の進行に支障を来すということも考えられますので、今回諮問したとおり、あらかじめ可能性としてあり得るところで諮問させていただいて、ご判断をいただければと思います。

会 長：B委員、お願いします。

審 議 経 過

No.28

B委員：では次回までに、その個別具体的にどういう事例があるのかという質問に対するご回答を提示していただいて、その類型が、みんながこれは個別の氏名がないとできないです、すねというふうなことを納得するのであれば、承認するというふうなことで、次回まで継続ということでもよろしいのではないんですかね。個別具体的に、これ名前がないと駄目なんだという事例も、次回出していただいて、それでみんなが納得すれば承認するという。

会 長：この諮問案件としては、何か緊急性があって、今日の期日で採決をというご希望でしょうか。それとも次回まで、今、B委員の資料を追加してということが可能でしょうかと思ひまして、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

どうぞ、課長。

収納推進担当課長：今回の事業のスケジュールでございしますが、業者選定委員会を立ち上げて、書類選考、プロポーザルを経て、業者を選定するには、ある程度時間がかかります。その上で業務委託の開始、予定であれば12月からを考えているところでございしますが、これが少し後にずれてしまうと、業務委託が今年度なかなかできない可能性もございしますので、時期としては、今の段階でご判断いただければと、本当に勝手ながら思うところでございます。

会 長：どうぞ、事務局のほう。

政策経営部長：いずれにしても、この審議会でご判断いただかないと業務委託はできない話なので、そのスケジュールありきで物語をつくるのはよくないと思います。

あと、ちょっと説明を促したいと思うんですけども、さっき区民相談課長から申し上げた14ページの1、2、3、所管からのヒアリングとかマニュアル作成だとか全庁への共通的研修の実施、これはもう個人情報とは全く関係ないですよ。

4番にある相談ですとか債権管理プランの作成等の個別対応、ここに個人情報に関与してくる必要があると。その中で書いてある財産調査だとか、これを誰がやる、弁護士事務所に頼むのであれば、そこで個人情報の提供が必要になると思うんですけども、そういう、この業務の中で、どこで個人情報が必要になるのかということをもう少し具体的に説明しないと、審議会での議論というのは進まないのかなというふうに思いますので、もし今日説明できるのであれば、していただいて、次回ということであれば次回にならざるを得ないというふうに思います。

会 長：いかがですか、課長のほうから、その辺についてのお答えは。

収納推進担当課長：この14ページの(4)における個人情報の取扱いでございしますが、この財産調査、訴えの提起、または債権の放棄の準備というのは、主体になるのは職員でございします。そこにおいて、確かに個人情報が弁護士事務所に出すものかどうかについては、先ほどから申し立てているとおりに、なかなか今、ご判断できないところもあります。相談の上で出す必要があれば出すということを考えています。

ただ一方で、先ほど申し上げましたけども、これとはまた別の委託スキームの中で、悪質な方への対応というところで、法律事務所に、その訴えの提起とかをしてもらうというところも想定しているところでございします。その部分においては個人情報を出

審 議 経 過

No.29

す必要が出てくるのではないかと、そういうふうに思っております。

会 長：今のお話ですと、個別的な悪質案件については弁護士事務所に依頼して、弁護士事務所が代理人として訴えを提起するというような形も考えているということによろしいんですか。

収納推進担当課長：はい。おっしゃるとおりでございます。

会 長：よろしいですか。

E委員：すみません。Eです。

会 長：Eさん。

E委員：業務委託契約の中に訴えの提起というのは入っていなかったような気がするんですけど、訴えの提起も含まれるんですか。これは多分、結構なポイントで、そこが訴えの提起が含まれるということであれば、もちろん個人情報がないと訴え提起できないですし、調査も必要になってくると思うんですけど。主体は区役所がやる、こっちの役所がやって、弁護士事務所はサポートだけということであれば、調査もしないということであれば必要ない。多分そこだと思うのと。

あと、思ったのは、やはり悪い人の情報を出すというのは、感情的には理解できるけれども、そればかりでもないようなこともあるのかなと思って、それも何でもかんでも名前を出していいかというのは、結構強いあれかなと思っていて、そこも、さっき言った個人情報がないと、これができないということがない限り、結構難しいのではないかなという。僕なんかは普通に聞いてて、Aさんがこうです、こうですというふうに相談したら答えられるような気がするんですけど、そこを教えてもらえればなと思います。

会 長：課長、お願いいたします。

収納推進担当課長：今回の業務委託の中では訴えの提起等は区役所のほうでやることを考えておりますが、状況に応じて弁護士事務所に、その訴えの提起とかを依頼することも考えております。それは、また別の契約という形で、今回の説明には入れていないところでございます。

個人情報、先ほどおっしゃったように、悪い人でなく、そうでない人の個人情報というの、やはりなるべく出さないのは前提として進めていくわけですが、そこも先ほどから申し上げており、もし、それが必要という判断がされるのであれば、出さざるを得ないかなと、そういうふうに考えているところでございます。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：私のあやふやな記憶で恐縮ですが、たしか以前報告があつて、裁判の関係で弁護士に委任をしたら、受けた相手方が、何で私の個人情報を弁護士に渡したんだということで、また異議申立てをしたようなことがあつて、それについては何らかの形で、たしか対応したような記憶があります。だから、今、言っている訴えの提起において個人情報が必要だというのは別問題、別問題だと。今、皆さんから出ている中では、それについてのアドバイスを。私が聞いている範囲で。いろんなことについてアドバイスを。するに對して、本当に住所と氏名が必要なんですかと、そういうことがあるんですかと。ということについての疑問が出されていて、多分、こちらの説明には可能性があります。

審 議 経 過

No.30

たいな説明になっているので、ないかもしれないし、あるかもしれないとなっていて、そこはちょっとはっきりさせる必要があると。

それでただ、つまり今ここで、なぜ今審査をしてほしいと言っているかという、契約をするに当たってプロポーザルというやり方でやりますよね。そのときに個人情報を出しませんという形でのこちらが条件を出すのか否かというところについて、はっきり言って出しませんというふうに、まずは言う契約をして、先ほどから先生方がおっしゃっているのは、それでやってみて、うまくいかなかったら、そこについて、これを出したいんですけど、どうですかという諮問をしたらどうでしょうかというお話をされているんだけど、役所のほうで、そういう手続というのはできるんでしょうか。

できるんだったら、先ほどから言っているように、個人情報を出さない形で、まずはこれはやるべき話だという、この諮問に対しては話になっていくんだと思うんですけど。そうではなくてやりたいというふうになると、先ほどから言っているように、そういうふうな曖昧なことで、これだけの情報を出す可能性というのはなかなか難しいよねという、今、流れになっているように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：プロポーザルの契約の中で個人情報を出すか出さないかというのは、こちらで決めだと思しますので、最初は個人情報は扱わないという規定の下にプロポーザルをかけるということは可能だと考えております。

会 長：A委員。

A委員：例えば、議会まで待てないとすればという大変ですけど、そういうやり方をするということで、皆さんの合意が、それならいいですよ。そうすると、この諮問はどういう位置づけになるかというのはちょっと分からないんですけど、取下げという、個人情報に係る部分はやりませんということで、諮問は取下げというふうになるのか。あるいは、ではご意見を伺った範囲で、そういうことを含めて、そういう答申が出たので、それを受け止めますというふうになるのか。その辺は事務局とか理事者とかのほうで、ちょっと考えてもらったらいいのではないのでしょうか。

会 長：はい、お願いいたします。

政策経営部長：これまで何件か継続をしたり、諮問したのですが、委員の皆様のご意見を踏まえて個人情報を取り扱わない委託にしたりということが何件かございます。

今回においても、所管のほうで間に合わないというのであれば、今日決定してしまえば個人情報を取り扱う委託業務はできなくなりますので、それを結論をいただいた上でやらないのか、それとも次回までに準備をして、そこで明確なご判断をいただいた上でスタートをするのかということをご判断いただければと思います。

会 長：事務局の課長のほうからはいかがですか。

収納推進担当課長：そうしましたら、今回の契約の中では、ひとまず個人情報は扱わないという形にさせていただきまして、個人情報がどうしても必要な局面がもしあったら、その場でもう一度諮問させていただければと、そのように思います。

会 長：D委員、お願いします。

審 議 経 過

No.31

D委員：先ほどの事務局のお話について。今回、例えば先ほどおっしゃったように個人情報を取り扱わないという決めの中で諮問を通したとすると、例えば、次のこの審議会の中で個人情報、有用性というか必要性が認められた場合に個人情報を扱ってもいいよというふうに、こちらでオーケーを出したとしても追加はできないということになるんですか。

会 長：事務局、お願いします。

政策経営部長：それは諮問する側の扱いなんですけども、これまで継続でやっていただいたのは、その場で議論が収束せずに次回まで。今日、最初に諮問させていただいたのは、個人情報の取扱い以外のところでもめていただので、それについては、今日結論が出たというふうに思います。

今回、個人情報の取扱いそのものことで議論になっていますので、できれば、通常であれば、今回は継続にさせていただいて、次回ご判断をいただくという形をするのが、これまでの常なんですけども、それでは、もうスケジュール的には間に合わないということであれば、取り下げて個人情報は扱わない業務に変えて業務を実行するという以外にはないのかなと思います。

D委員：分かりました。

会 長：次回、一応、審議会としては9月7日を予定していると思いますが、それを前提に事務局のほうではいかがでしょうか、本件について。

収納推進担当課長：まず個人情報を扱わないという形で事務スケジュールを組み直させていただきまして、その中で、もう一度話を詰めていきたいと思います。その中で弁護士事務所のほうから、相談においては個人情報が必要という段階が分かった段階で、もう一度諮問をさせていただければと。

会 長：どうぞ、事務局。

政策経営部長：そうでしたら、今日、個人情報を取り扱わない業務にするとかしないとかという話ではなくて、今回は継続にさせていただいて、その間、取り下げるなら取り下げることもできますので、手続的には。ですので、今回は継続で残しておいて、今日は判断をいただかないという形にしておいたほうが事務局としてよろしいかと思うんですけれども。

会 長：それでは本日は継続案件ということにさせていただいて、次回以降に、また審議をさせていただくということで、この問題は今日は取りあえず終わりにさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

会 長：では、諮問第18号については、継続案件ということで、今日は終わらせていただきます。

それでは、次に報告案件に移りたいと思います。

区民相談課長：続きまして、報告1から5につきまして、お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページにございます「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業務を新規に行った場合は諮問を省略して委託が可能なものでござい

審 議 経 過

No.32

ますが、後日、そのご報告をするというものでございます。報告につきましては、審議会事前一括承認基準に合致していることは既に確認しております。

それでは、報告1、プラスチック製容器包装、製品プラスチックの完全分別収集導入に係る基礎調査等請負について、ごみ減量推進課長よりご報告させていただきます。

会 長：お願いいたします。

ごみ減量推進課長：ごみ減量推進課長、副島でございます。

私から、プラスチック製容器包装、それから製品プラスチックの完全分別収集導入に係る基礎調査等の請負に関するご報告をさせていただきます。

こちらでございますけれども、さらなるごみの減量、それから資源化を進めていこうという中で、現在一部にとどまっておりますプラスチックの資源回収につきまして、その品目を拡大していこうということで考えているものでございます。そのために、新しいプラスチックを全て資源として回収するという新しい分別案で1週間、ご協力いただく区民の方にごみをお出しいただきまして、ごみから資源に移行する量ですとか、それからその周知の方法、こういったものを、調査のためのデータということで調査を行いたいというものでございます。

内容というところでございますけど、区内世帯に対し、ランダムに調査の協力を依頼すると。協力していただく世帯の方には、プラスチック製容器包装の分別収集の新ルールを説明いたしまして、分析に使用するごみ資源の提供、それからアンケートを依頼するというものでございます。

対象者につきましては、区内の4町丁目を設定いたしまして、合計120世帯以上を対象とするというものでございます。具体的には、調査会社の者が4丁目内の家庭をランダムに回らせていただきまして、調査協力をお願いを配布させていただくというものでございます。不在時にはポストに入れさせていただくという形で、ご協力をいただける方については返信用のはがきをつけておりますので、こちらを返送いただくという形で120世帯以上を集めるという形で、実際これにつきましては130世帯集まりまして、7月12日から17日の1週間、この新分別ルールでごみをお出しいただいたというところでございます。

取り扱う個人情報ということでございますけれども、こちらにつきましては、事業者が収集するものということで、協力いただく方の返信用のはがきに記載いただいた内容として、氏名、住所、それから家族構成とありますが、これは世帯人員ということでございます。世帯の人数。それから住居形態ということで、戸建て、もしくは集合住宅かといったところをご記入いただいておりますので、このような状況でございます。

4番の収集禁止事項の有無ということで、こちらはなしということで、5番の守るべき事項の該当性、こちらはこちらに記載のあるとおりということでございます。

審議会事前一括承認基準の該当性ということは、類型1に該当するものということでございます。

委託先でございますが、この当時未定となっておりますが、実際にはダイナックス都市環境研究所といったところで、ごみの組成調査等の業務を受託している業者でござ

いますが、こちらに委託をしたというところでございます。

委託の時期につきましては、令和4年3月31日までというふうになってございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がありますでしょうか。

(な し)

会 長：ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告2、災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業について、健康推進課長よりご報告させていただきます。

会 長：お願いいたします。

健康推進課長：それでは、報告2のご説明さしあげます。

件名としましては、災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業になります。こちらの背景としましては、区では在宅人工呼吸器の使用者の方に個別支援計画というものを作成してサポートしてございますけれども、国の指定難病、いわゆる難病法で規定される333疾病や都の単独疾病8疾病に対する難病患者に対しましては、これまで東京都の在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業のほうでサポートがされてございます、そちらをご案内してございました。一方で、いわゆる難病に当てはまらない医療的ケアの必要なお子様、医療的ケア児の方々が今後増えてくる可能性がございまして、そういう方にも非常用電源の給付ができるようにということが背景にございます。

内容でございます。豊島区内に在宅する人工呼吸器の使用者に対し、災害時等停電に備え自家発電装置を給付する。

2、対象者ですが、在宅において人工呼吸器を常時使用する者のうち、先ほどご説明しました他の公的制度により自家発電装置の給付の対象に該当されない者。年間8件程度を見込んでございます。

理由は、電力供給が停止したときの人工呼吸器の駆動を確保する。災害時の安全及び安心の向上に寄与するというものでございます。

3番取り扱う個人情報に関しましては、区が収集して事業者に提供するものとして、氏名、住所、電話番号、自家発電装置の型式、費用総額、申請者の負担額、区の負担額になります。この理由は、充電に適した装置を本人宅に事業者が提供するためということでございます。

守るべき事項の該当性に関しましては、個人情報保護の管理責任体制はご覧のとおりでございます。

個人情報のセキュリティー対策に関しましては紙媒体で提供する委託となります。

収集禁止事項の有無に関してはございません。

6番、事前一括承認基準の該当性に関しましては類型の6に該当いたします。

おつけしました別紙ですけれども、第2条に収集する項目7項目を示してございます。

審 議 経 過

No.34

別紙2に関しましては、個人情報の流れについて図式化したものでございます。ご覧ください。

ご説明は以上です。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問があれば。

(な し)

会 長：ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告3、巢鴨地蔵通り電線共同構復旧工事委託に関する令和3年度協定について、道路整備課長よりご報告させていただきます。

会 長：お願いいたします。

道路整備課長：すみません。私のほうから報告の3件目でございます。

会 長：着席していただいて構いませんので。

道路整備課長：はい。

巢鴨地蔵通り電線共同構復旧工事委託に関する令和3年度の協定という件名でございます。

業務の内容でございます。本業務は、巢鴨地蔵通りで現在無電柱化の工事を行っております。この工事に伴いまして周辺の家屋の調査といったものを行います。建物のひび割れでありますとか損傷、こういったものを工事の前、後に確認をするものでございます。工事によって新たに損傷が起きたのかどうなのかといったものを判断するときに資料となる調査といったものでございます。

対象者でございますけれども、記載の2件でございます。この2件というのが数は少ないんでございますけれども、これというのは電線共同溝の施設をこちらのほうの民地の中に入れる関係で、この2件について、今、言った家屋調査を行うといったものでございます。

3番の取り扱う個人情報でございます。2の事業者のほうで収集するものということで、氏名、住所、電話番号、調査分析に要する項目ということでございます。調査・分析に要する項目というのは、先ほど言いました、建物の調査でありますとか、たたきのひび割れの調査といったものを、損傷の有無にかかわらず写真に記録をして残すといったものでございます。

4番の収集の禁止事項については、こちらについてはございません。

5番の守るべき事項の該当性につきましては、1番の個人情報保護の管理責任体制ということで、所管課、私どものほうで確認をさせていただきました。

3の業務の再委託、こちらのほうが関電工のほうに、この家屋調査の作業のほうを東京電力のほうから再委託をしているというふうなものでございます。

6番の一括承認の基準の該当性につきましては、類型の1に該当するといったものでございます。

委託先は東京電力のパワーグリットの株式会社でございます。

委託期間、本年の4月1日から12月28日というものでございます。

報告は以上でございます。

審 議 経 過

No.35

会 長：報告案件ではありますが、何かご質問がありますでしょうか。

(な し)

会 長：ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告4「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負について、学校施設課長よりご報告させていただきます。

会 長：お願いいたします。

学校施設課長：それでは、着座にて、失礼いたします。

報告資料に沿ってご説明申し上げます。

1番の件名でございます。「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負でございます。

2番、業務の内容でございます。千川中学校の建替えを考えた会の会議録を作成する。内容としましては、現在、千川中学校、建て替えを予定してございまして、地域の方々、町会、学校のPTAの方、同窓会の方、地域団体、職員含めて建替えについて考える会というものを組織しまして、そちらの会議の運営を委託しているものでございます。内容としましては、資料作成、議事録作成等を行っていただいております。

2番の対象者・取扱件数等でございます。千川中学校の建替え等を考える会委員でございますが、さっきも申し上げました町会等の皆様23名と学校施設課の職員4名、回数現在のところ6回開催しているところでございます。

3番の理由・効果でございます。本会につきましては、千川中学校改築の基本設計に至るまでの基本的な考え方を策定するものでございます。回ごとの会議録の作成を委託することで、より正確な会議録を迅速に作成することができます。

3番に参りまして、取り扱う個人情報でございます。これにつきましては、1番、区が収集して事業者提供するものでございます。内容としましては、氏名、役職、発言内容でございます。理由としましては、会議録作成に必要な情報であるためでございます。

4番の収集禁止事項の有無につきましてはなしでございます。

5番に参りまして、守るべき事項の該当性でございます。1番、個人情報保護の管理責任体制につきましては所管課で確認してございます。2番、取り扱う個人情報のセキュリティ対策につきましては、個人情報を紙媒体で提供する委託。受託者が守るべき事項につきましては、保管場所の管理体制、取り扱う個人情報の管理につきまして受託者が守るべき事項とされております。また、区の施設外への電磁的記録による個人情報外部記録媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託も行っております。受託者が守るべき事項3点チェック済みでございます。

再委託につきましてはございません。

一括承認の該当性につきましては、類型15に該当してございます。

委託の時期につきましては、本年4月1日より11月30日までを想定してございます。なお、昨年度から継続して行っている業務でございます。

審 議 経 過

No.36

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がございましたら。

(な し)

会 長：特になしでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

区民相談課長：最後に、報告 5、行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和 2 年度についてでございます。これは、豊島区行政情報公開条例第 25 条及び豊島区個人情報等の保護に関する条例第 40 条に基づき、年に 1 回、実施状況を取りまとめ公表することとなっているものでございます。例年、皆様にご案内させていただいているものでございます。こちらの冊子でございます。後ほどご覧になっていただき、何かご質問等ございましたら、私どもにお寄せいただけたらと思います。

私からの報告は以上でございます。

会 長：報告事項ではありますが、何かご質問があれば。

(な し)

会 長：ないようですので、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となります。最後に、事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

今回は令和 3 年度第 2 回目の審議会で行いましたが、諮問事項の件数は少ないものの継続案件及び、多くの所管課が関わる案件をご審議いただきました。長時間、ご審議、誠にありがとうございました。また、今回も緊急事態宣言中の開催となり、大変な時期にかかわらずお集まりいただき、ありがとうございました。

次回は、令和 3 年度第 3 回審議会でございます。既にご通知いたしましたが、9 月 7 日火曜日午前 10 時からの開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

審 議 経 過

No.37

<p>合 議 結 果</p>	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第10号</p> <p>インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。</p> <p>諮問第18号</p> <p>私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>次の事項について報告された。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) プラスチック製容器包装、製品プラスチックの完全分別収集導入にかかる基礎調査等請負(2) 災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業(3) 巣鴨地蔵通り電線共同溝復旧工事委託に関する令和3年度協定(4) 「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負(5) 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和2年度について
<p>提 出 さ れ た 資 料 等</p>	<p>資料1 インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p> <p>資料2 私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>報告1 プラスチック製容器包装、製品プラスチックの完全分別収集導入にかかる基礎調査等請負</p> <p>報告2 災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業</p> <p>報告3 巣鴨地蔵通り電線共同溝復旧工事委託に関する令和3年度協定</p> <p>報告4 「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負</p> <p>報告5 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和2年度について</p>